

## 「共同生活援助サービス利用契約」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者の概要	1
2. 事業所（共同生活住居）の概要	1
3. 事業所（共同生活住居）の設備等の概要	1
4. 職員の配置状況	3
5. グループホームサービスの概要	4
6. 利用者の記録や情報の管理、開示について	5
7. 利用料金及び支払方法	6
8. ご利用にあたっての留意事項	6
9. 苦情の受付について	7
10. 虐待防止に関する措置	8
11. 緊急時の対応について	8
12. 事故発生時対応及び非常災害時の対策について	9
13. 福祉サービス第三者評価	9

社会福祉法人 仁寿会

共同生活援助事業所グループホーム山楽園

(島根県指定 第 3221400041 号)

#### 【改正の経過】

この説明書は、平成 23 年 12 月 17 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。  
この説明書は、平成 25 年 8 月 24 日一部改正し、平成 24 年 9 月 1 日から適用する。  
この説明書は、平成 26 年 3 月 29 日一部改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。  
この説明書は、平成 29 年 5 月 20 日に一部改正し、同日から適用する。  
この説明書は、平成 30 年 12 月 22 日に一部を改正し、平成 30 年 12 月 23 日から適用する。

### 1. 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 仁寿会
所在地	島根県雲南市掛合町松笠 2 1 5 4 - 1
電話番号	0 8 5 4 - 6 2 - 1 5 0 0
代表者氏名	理事長 [                    ]
設立年月日	昭和 5 8 年 8 月 2 5 日

### 2. 事業所（共同生活住居）の概要

事業所の種類	指定事業所 平成 23 年 3 月 1 日 島根県指定障第 219 号の 13
事業所の目的	地域において、利用者の方が自立した日常生活を営むことができるよう、その置かれている環境に応じ提供する住居において、食事の提供、相談等の援助を適切に行なうことを目的とします。
事業所の名称	グループホーム 山楽園
事業所の所在地	島根県雲南市掛合町松笠 2154 番地 1
電話番号	0 8 5 4 - 6 2 - 1 5 0 0 (内線 2 5)
管理者	氏名 [                    ]
サービス管理責任者	氏名 [                    ]
事業所の運営の方針	①利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行います。 ②地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の障がい福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供をする拠点として運営します。
主たる対象者	知的障がい者
開設年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日
利用定員	2 0 名

### 3. 事業所（共同生活住居）の設備等の概要

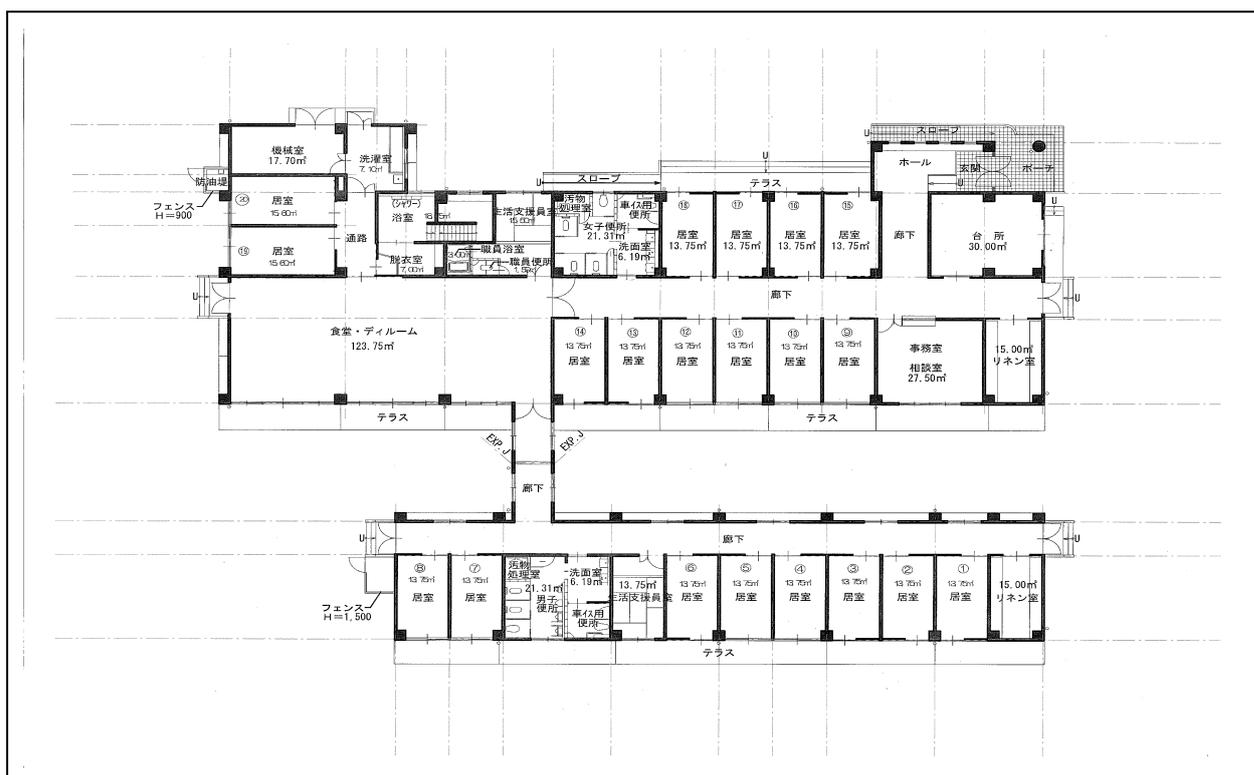
#### (1) 居室の概要

居室区分	室数	形態	面積	設備内容
1 人部屋	18	洋室	13.75 m <sup>2</sup>	エアコン ベッド
1 人部屋	2	洋室	15.60 m <sup>2</sup>	エアコン ベッド
合 計	20			

(2) 居室以外の事業所設備の概要

事業所設備の種類	室数	面積	備考
ダイルーム・食堂	1	127.75 m <sup>2</sup>	テレビ、エアコン、テーブルイス
宿直室（支援員室）	1	15.50 m <sup>2</sup>	エアコン
宿直室（支援員室）	1	13.75 m <sup>2</sup>	エアコン
職員浴室	1	3.00 m <sup>2</sup>	
職員便所	1	1.50 m <sup>2</sup>	
台所	1	30.00 m <sup>2</sup>	流し台、冷蔵庫、IHクッキングヒーター、食器棚、食卓、エアコン、電子レンジ
相談室	1	27.50 m <sup>2</sup>	緊急放送機器、火災報知機
リネン室	2	15.00 m <sup>2</sup>	下駄箱、
浴室	1	18.15 m <sup>2</sup>	灯油式給湯器
脱衣室	1	7.00 m <sup>2</sup>	
洗面室	2	6.19 m <sup>2</sup>	洗面台
洗濯室	1	7.10 m <sup>2</sup>	洗濯機、乾燥機
男子用便所	1	21.31 m <sup>2</sup>	
女子用便所	1	21.31 m <sup>2</sup>	車椅子用、洋式1、和式2
機械室	1	17.70 m <sup>2</sup>	給湯ボイラー、水道ポンプ

・事業所の平面図



(3) 居室等における備品等

備品名	数量	備考
ベッド	1台	各居室毎に1台のベッドを置く
テレビコネクター	1台	各居室毎に配線
テレビジョン	1台	ダイルーム及び食堂にて共有
洗濯機	2台	共有

※ 衣類や布団、日常生活用品や居室のテレビにつきましては、利用者の方にご用意いただきます。

(4) 居室の変更

利用者の方から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況や利用者の方々の心身の状態を考慮し、その可否を決定します。

(5) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたっては、大切に取り扱って頂き、万一、故意により破損した場合には弁償して頂く場合があります。

4. 職員の配置状況

職種	人数	常勤	非常勤	指定基準
管理者	1名	1名		常勤兼務可
サービス管理責任者	1名	1名		30人以下1名
生活支援員	3名	3名		2.39名
世話人（支援員兼務）	3.5名	3.5名		3.34名
警備員	2名	2名		—

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
管理者	8時30分～17時15分
サービス管理責任者	8時30分～17時15分
生活支援員	早番 6時15分～15時00分 早番 7時00分～15時45分 早番 7時30分～16時15分 日勤 8時30分～17時15分 遅番 10時30分～19時15分 夜勤 16時00分～翌日9時00分
世話人（支援員兼務）	早番 7時00分～15時45分 早番 7時30分～16時15分 日勤 8時30分～17時15分

	遅番 10時30分～19時15分 夜勤 16時00分～翌日9時00分
警備員	16時00分～翌日8時30分 1名勤務

## 5. グループホームサービスの概要

### (1) 入居者の定率負担額

市町村が決定する障害支援区分に基づき、その単価に利用日数を剰じた額の1割を、利用上限額の範囲内でお支払いいただきます。

### (2) 介護等給付費から給付されるサービス

介護訓練等給付費（市町村から支給される額及び入居者の定率負担額等）の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個人について提供するサービスの内容については、「共同生活援助サービス利用契約書」第4条により作成する個別支援計画に基づくものとします。

#### ① 基本的な生活にかかわる支援

種 類	内 容
食事	食事の提供は、栄養のバランスや利用者の健康状態を考慮しながら提供します。 <食事時間> 朝食 7:30～8:30 夕食 18:00～19:00 ※ 昼食については、日中活動にあわせて対応を致します。 ※ 土曜日、日曜日、祝日の食事は、生活住居で準備いたします。
調理	常に清潔・安全衛生に配慮した調理場環境を整えます。 個人で調理される方については、希望者には状況に応じた支援をします。
洗濯・排泄・着脱衣 整容・清掃・整理整頓	入居者の状況に応じて、適切な支援をします。

#### ② 日中活動にかかわる支援

種 類	内 容
日中活動支援	日中活動先との連絡調整などを、活動先と連携し支援します。

#### ③ 社会生活にかかわる支援

種 類	内 容
金銭管理	利用者自身での金銭管理をお願いします。ただし、自己管理が

	不安な場合は、世話人と相談のうえ管理方法を決めてください。 金銭管理をすべて依頼される場合は、社会福祉法人仁寿会利用者預かり金管理規程に基づきお預かりいたしますのでお申し出下さい。 世話人のみですべてをお預かりすることはありません。
郵便物等の取り扱い	ご本人宛に届きました郵便物につきましては、ご本人と一緒に開封させていただき、必要に応じて事務手続きを代行いたします。その他重要な封書につきましてはご自宅へ転送させていただくことがあります。また、ご家族、ご親族から届きました小包につきましても、原則ご本人と一緒に開封し中身を確認させていただきます。
相談及び援助	入居者及びその法定代理人または身元引受人等からの相談については、必要に応じて相談を受け支援を行うよう努めます。 <相談窓口>障害者相談支援センター 山楽園 雲南市掛合町松笠 2154-1 TEL0854-62-1500

#### ④ 保健医療にかかわる支援

種 類	内 容
健康管理	世話人、生活支援員等により観察、疾病予防、健康管理を行います。緊急時には必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引継ぎます。また、利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付添等について配慮します。
服薬・通院・治療	入居者の状況に応じて適切な支援をします。

#### 6. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

開示に際して必要な複写料等の諸費用は利用者の負担となります。

- ・ 閲覧・複写できる窓口業務時間

月曜日～金曜日 8：30～17：00

但し国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日の間は除きます。

## 7. 定率負担額以外の利用料金及び支払方法

### (1) 利用料金

項目	金額	備考
家賃	9,500円	月額
光熱水費	12,379円	月額
食材費	30,400円	月額

※ 利用者負担額のうち、法定代理受領を行う場合にあっては、家賃額から特定障害者特別給付費の額を差し引いた金額をご負担いただきます。

※ ご利用が1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

### (2) 預かり金管理料

- ① 小遣いの管理に係る費用 300円/月
- ② 小遣い以外の管理に係る費用 200円/月

### (3) 病院等への通院に係る費用

通院の際の自動車燃料費又は車借上げ料 実費

### (4) 自由参加の外出、旅行の付添い経費

付添い人1人1時間当たり 500円

### (5) 利用料金・費用のお支払方法

利用料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求いたします。翌月15日にご指定の口座より自動口座引き落としをさせていただきます。

- ・ ご利用できる金融機関

山陰合同銀行 郵便局 JAバンク

## 8. ご利用にあたっての留意事項

グループホーム山楽園 を利用されている方々の生活の場としての快適性や安全性を保つため、次に掲げる事項についてご留意ください。

設備・器具の利用	グループホーム 山楽園 の設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償して頂くことがあります。
喫煙	喫煙は決められた場所をお願いいたします。
	入居者の所有する貴重品につきましては、ご自身の責任において管



## 10. 虐待防止に関する措置

事業所は、障がい者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、「社会福祉法人仁寿会利用者虐待防止に関する規程」に基づき、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する。

### (1) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	受付担当 [ ]
	虐待防止に関する責任者 [ ]

## 11. 緊急時の対応について

利用者の病状急変等の緊急時には、法定代理人又は身元引受人に連絡するとともに、かかりつけ医療機関との連絡、または救急車の出動要請等を行うとともに、速やかに医療機関との連絡調整を行います。

### (1) 【主治医】 …かかりつけ医療機関

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

### (2) 【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	

### (3) 【協力医療機関】

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関の名称	①雲南市立病院	②奥出雲 コスモ病院	③田部医院	④落合歯科医院
医院長名	管理者 医師 松井 譲	院長 今岡健次	院長 医師 田部昭博	院長 歯科医師 落合 研
所在地	雲南市大東町 飯田 96-1	雲南市木次町 里方 1275-2	雲南市三刀屋町 三刀屋 321	雲南市掛合町 掛合 2150-10
電話番号	0854-43-2390	0854-42-3950	0854-45-2016	0854-62-0081
診療科	総合病院	精神科・神経内 科・内科	内科	歯科
入院設備	有り	有り	なし	なし

## 1 2. 事故発生時対応及び非常災害時の対策について

事故発生時の対応	利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
非常時の対応	別途定める「グループホームで事故が発生した際の緊急対応要綱」に基づき、「土砂災害（風水害）防災計画」等により対応します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス漏れ報知器</li> <li>・ 非常通報装置及びシステム</li> <li>・ 防災カーテン</li> <li>・ 消火器</li> </ul>
平時の訓練	利用者も参加して避難・防火訓練を毎年行います。
保険加入	事故・災害に備えて、次の損害賠償保険に加入しています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入保険内容 知的障害者施設総合賠償保険</li> </ul>

## 1 3. 福祉サービス第三者評価

実施の有無		実施年月日	
評価機関		評価結果の開示状況	

※第三者評価は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価する。

